

処遇改善加算についての情報公開

福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況について

当法人では、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)と福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得しております。

福祉・介護職員処遇改善加算とは？

介護職員の賃金改善に充てることを目的に導入された、障害福祉サービス等報酬制度です。キャリアアップの道筋を作る「キャリアパス」を作成し、職場環境の改善を行った事業所に支給されるものです。

【キャリアパスの要件】

次の①-③の全てを満たした場合は、加算Ⅰが適用され、①-②を満たした場合は加算Ⅱが適用となります。

- ① 職位・職責・職務内容当に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること
- ③ 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み（人事考課等）を設けること

【職場環境等の要件】

（*下記項目からひとつ以上満たす必要があります。）

<資質向上>

- ・事業所内外の研修受講実施。
- ・年1回の療育技能コンテスト（ISコンテスト）の実施。
- ・年1回の療育知識テストの実施。
- ・年1回の課題レポート提出の実施。

<職場環境の改善>

- ・新人職員の早期離職防止のための新人指導担当者制度の導入
- ・事故・トラブル・感染症の対応マニュアル等を整備し、リスクマネジメントの徹底。
- ・健康診断等による健康管理。
- ・ICT活用等による業務軽減化。（リタリコ）
- ・安全・円滑に運営する為、リスクマネジメント委員会・資質向上委員会・イベント企画委員会の活動。
など。

<その他>

- ・情報公表制度による経営・運営状況の見える化や、ホームページへの情報掲載。
- ・非正規職員から正規職員への転換など。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは？

現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加え、2019年度から福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。

従来の処遇改善加算に加え、経験や技能のある職員や、現行の処遇改善加算の対象外となっていた職員に対して行う処遇改善加算となります。

当法人では、現行の処遇改善加算の対象外となる、管理者・児発管兼務の手当を増額しております。
